

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年6月まで

私は、昭和45年4月にA市内にあった事業所を退職し、B町(現在は、C市)の実家に戻り、同年7月まで兄夫婦と同居していた。

私の兄が国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、兄夫婦の分と一緒に納付してくれていたと思うので、社会保険庁の記録上、申立期間において、兄夫婦には保険料の納付記録が確認できるのに、私の納付記録が確認できないことに納得がいかない。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の兄は、約25年間の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているほか、昭和53年4月からは付加保険料も納付しているなど、申立人の兄の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険庁が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が、制度発足当初に申立人の兄夫婦と連番で払い出されていることが確認できるところ、申立人の兄は、「私が、私たち夫婦の国民年金加入手続と一緒に妹の国民年金加入手続も行ったと思う。当時、同居していた家族の国民年金保険料については、すべて私が納付していた。」としている上、申立人の兄夫婦の申立期間に係る国民年金保険料

は納付済みとされている。

さらに、申立人の兄は、「妹が勤務していたA市内にあった事業所を退職し、実家に帰って来たとき、私が役場で妹の住所異動手続を行ったが、その際に、国民年金への再加入手続を行ったと思う。」としているところ、申立人に係る戸籍の附票により、申立人が昭和45年4月7日にA市からB町に住所異動していることが確認できる上、C市役所は、「B町役場の住所異動手続の窓口と国民年金担当の窓口は隣接しており、住所異動手続の際に国民年金の加入手続の案内もしていたと思う。」としていることから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の兄の主張に不自然な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年9月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年4月から41年3月まで
②昭和56年4月から同年9月まで
③昭和57年1月から同年3月まで

昭和59年ごろ、私たち夫婦が家を建てる際、住宅融資のことで相談していた住宅建築業者の担当者から、「年金福祉事業団の融資については、国民年金保険料を納付していない期間がある場合には受けられない。」との説明を受けたことを覚えているが、私たち夫婦は60年に年金福祉事業団から無事に融資を受けることができたので、申立期間に係る国民年金保険料が未納であることは考えられない。

また、申立期間①については、昭和35年ごろに町内会長から国民年金の加入を促され、夫と共に加入したこと、集金に来ていた町内会長と地区の担当者の二人に夫婦二人分の保険料200円を納付していたこと、及び37年6月に転居したときには、転居先の地区の婦人会長が転居届や国民年金の異動手続をしてくれ、集金に来ていた婦人会の担当者に夫婦二人分の保険料を納付していたことを覚えている。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、合計9か月と比較的短期間である上、申立人は、昭和41年4月以降の国民年金加入期間について、当該期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁の特殊台帳の記録から、申立人が申立期間②の直前の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を同年 5 月に過年度納付していることが確認できる上、申立期間③に係る申立人の夫の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立期間②及び③前後において、申立人の仕事及び住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、当該期間が未納とされていることは不自然である。

- 2 一方、申立期間①については、申立人が、当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、当該期間の国民年金保険料を申立人の夫の分と一緒に納付していたと主張しているが、社会保険庁の記録上、申立人の夫についても当該期間の国民年金保険料は未納とされている。

さらに、申立人は、「昭和 59 年ごろに家を新築する際、住宅建築業者の担当者から、『年金福祉事業団の融資については、国民年金保険料を納付していない期間がある場合には受けられない。』との説明を受けたことを覚えているが、無事に融資を受けられたので、未納期間は無いはずである。」と主張しているところ、年金福祉事業団による融資業務の受託機関であった住宅金融公庫によると、「申立期間当時における融資条件は、年金の加入期間が合算して 3 年以上ある者で、融資申込日の前月までの連続する 2 年間の保険料を納めていること。」としており、申立人の主張とは異なっている。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 57 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から53年3月まで

私は、家業を手伝うため、昭和51年9月に会社を退職した。父親が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料も、私の分も含めた家族の分をまとめて納税組合に納付していたと思う。

父親は高齢で、当時の事情を思い出すことはできないが、申立期間当時に同居していた父親と妹は、納付済みとされているのに、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の申立期間を含む家族全員の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、60歳に到達した昭和52年*月までの国民年金保険料はすべて納付済みとされているほか、申立期間当時、同居していたとする申立人の妹も、20歳に到達し国民年金に加入した同年*月以降の国民年金保険料はすべて納付済みとされており、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月ごろに払い出されたものと推認できるが、その時点で、申立期間に係る国民年金保険料は、過年度納付及び現年度納付により納付することが可能であったことから、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和51年10月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和39年10月から同年12月まで
②昭和42年3月から44年3月まで

申立期間①について、私は、昭和39年7月ごろにA町(現在は、B市)役場で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、納付組織である自治会の集金係の人が、毎月自宅に集金に来ていたので、その人に毎月納付していた。最初のころの国民年金保険料は、100円程度であったと思う。

申立期間②について、私は、C社を退職した後、A町役場で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、申立期間①のときと同様に、自治会の集金係の人に毎月納付していた。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、3か月と短期間であり、社会保険庁の記録上、当該期間前後の期間に係る国民年金保険料は納付済みとされている上、当該期間前後において、申立人の住所等に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないこと、及び当該期間当時に同居していた申立人の両親の当該期間に係る国民年金保険料は納付済みとされていることから、申立人の当該期間のみが未納とされていることは不自然である。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、平成19年12月17日付けで当該期間直後の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料

の納付記録が追加訂正されていることが確認でき、申立人の当該期間及びその前後の期間に係る国民年金の記録が適正に管理されていなかったものと認められる。

- 2 一方、申立期間②については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「C社を退職した後、A町役場で国民年金の加入手続きを行い、保険料は納付組織の集金人に納付していた。」と主張しているところ、社会保険庁の記録上、申立人がC社の厚生年金保険被保険者資格を喪失したのは昭和42年3月1日であること、及び申立人が所持している国民年金手帳によると、39年11月ごろに払い出された国民年金手帳記号番号とは別の記号番号が記載されており、当該記号番号は、45年4月1日に新たに払い出されたものと考えられることから、申立人は、C社を42年2月末日に退職後、45年4月に国民年金の加入手続きを行い、その時点で、現年度納付により納付することが可能であった当該期間直後の1年分（昭和44年4月から45年3月まで）の国民年金保険料を納付組織の集金人に一括で納付し、45年4月分以降の国民年金保険料を毎月納付組織の集金人に納付していたと考えるのが自然である。

さらに、昭和39年11月に申立人に払い出された国民年金手帳記号番号に係る社会保険庁の特殊台帳を見ると、「不在確認 41.12.31」と記載されていることが確認できることから、42年1月以降、申立人に対して当該記号番号に基づく納付の案内は行われていなかったものと考えられる上、45年4月に払い出された国民年金手帳記号番号では、当該期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できず、39年11月ごろ及び45年4月に払い出されたこれら二つの国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎厚生年金 事案 362

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月10日に支給された賞与において、4万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を4万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月10日

A社から平成18年8月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書の控えから、申立人は、4万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年12月25日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき（管轄社会保険事務所では、当該届出を受理したものの、厚生年金保険法第75条に該当していることから、第三者委員会への申立てを勧め、オンライン記録として入力していないとしている。）、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月10日に支給された賞与において、4万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を4万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月10日

A社から平成18年8月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書の控えから、申立人は、4万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年12月25日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき（管轄社会保険事務所では、当該届出を受理したものの、厚生年金保険法第75条に該当していることから、第三者委員会への申立てを勧め、オンライン記録として入力していないとしている。）、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 364

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月10日に支給された賞与において、4万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を4万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月10日

A社から平成18年8月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書の控えから、申立人は、4万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年12月25日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき（管轄社会保険事務所では、当該届出を受理したものの、厚生年金保険法第75条に該当していることから、第三者委員会への申立てを勧め、オンライン記録として入力していないとしている。）、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 365

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月10日に支給された賞与において、4万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を4万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月10日

A社から平成18年8月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書の控えから、申立人は、4万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年12月25日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき（管轄社会保険事務所では、当該届出を受理したものの、厚生年金保険法第75条に該当していることから、第三者委員会への申立てを勧め、オンライン記録として入力していないとしている。）、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 366

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月10日に支給された賞与において、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月10日

A社から平成18年8月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書の控えから、申立人は、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年12月25日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき（管轄社会保険事務所では、当該届出を受理したものの、厚生年金保険法第75条に該当していることから、第三者委員会への申立てを勧め、オンライン記録として入力していないとしている。）、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 367

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月10日に支給された賞与において、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月10日

A社から平成18年8月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書の控えから、申立人は、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年12月25日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき（管轄社会保険事務所では、当該届出を受理したものの、厚生年金保険法第75条に該当していることから、第三者委員会への申立てを勧め、オンライン記録として入力していないとしている。）、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 368

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月10日に支給された賞与において、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月10日

A社から平成18年8月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書の控えから、申立人は、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年12月25日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき（管轄社会保険事務所では、当該届出を受理したものの、厚生年金保険法第75条に該当していることから、第三者委員会への申立てを勧め、オンライン記録として入力していないとしている。）、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 369

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月10日に支給された賞与において、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月10日

A社から平成18年8月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書の控えから、申立人は、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年12月25日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき（管轄社会保険事務所では、当該届出を受理したものの、厚生年金保険法第75条に該当していることから、第三者委員会への申立てを勧め、オンライン記録として入力していないとしている。）、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 370

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月10日に支給された賞与において、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月10日

A社から平成18年8月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書の控えから、申立人は、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年12月25日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき（管轄社会保険事務所では、当該届出を受理したものの、厚生年金保険法第75条に該当していることから、第三者委員会への申立てを勧め、オンライン記録として入力していないとしている。）、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 371

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月10日に支給された賞与において、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月10日

A社から平成18年8月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書の控えから、申立人は、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年12月25日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき（管轄社会保険事務所では、当該届出を受理したものの、厚生年金保険法第75条に該当していることから、第三者委員会への申立てを勧め、オンライン記録として入力していないとしている。）、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 372

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月10日に支給された賞与において、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月10日

A社から平成18年8月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書の控えから、申立人は、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年12月25日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき（管轄社会保険事務所では、当該届出を受理したものの、厚生年金保険法第75条に該当していることから、第三者委員会への申立てを勧め、オンライン記録として入力していないとしている。）、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎厚生年金 事案 373

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月10日に支給された賞与において、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月10日

A社から平成18年8月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書の控えから、申立人は、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年12月25日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき（管轄社会保険事務所では、当該届出を受理したものの、厚生年金保険法第75条に該当していることから、第三者委員会への申立てを勧め、オンライン記録として入力していないとしている。）、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年9月から46年9月までの期間は4万8,000円、同年10月及び同年11月は5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月1日から46年12月1日まで

私は、昭和45年9月にA社に入社してから、A社がB社に社名変更した後の59年3月まで継続して勤務していた。

ねんきん特別便で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことが分かった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業を継承したC社が保管している従業員台帳及び人事発令記録並びに雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和45年9月1日から59年3月31日まで継続してA社(昭和56年10月1日から59年3月31日までの期間はB社)に勤務していたことが確認できるところ、C社は、「申立人については、昭和45年9月1日に正社員として採用した時から厚生年金保険に加入させ、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」としており、これを否定する事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の当該事業所における昭和45年9月から46年11月までの社会保険庁のオンライン記録から、45年9月から46年9月までの期間は4万8,000円、同年10月及び同年11月は5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は不明としているが、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和46年12月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年9月から46年11月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年9月26日から56年1月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を55年9月26日に、資格喪失日に係る記録を56年1月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月26日から57年9月まで

私は、C社に昭和55年6月から57年9月まで勤務していた。途中、社名がA社に変更されたが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間において、厚生年金保険の加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間のうち、昭和55年9月26日から56年1月25日までの期間において、A社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録により確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、昭和55年9月26日にC社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、56年1月1日にA社が適用事業所となっていることが確認できるところ、B社は、「A社は、C社の業務や従業員を引き継いでおり、事実上、同じ会社である。しかし、当時の資料が無く、事実確認はできないが、当社が厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間（昭和55年9月26日から56年1月1日までの期間）に申立人の給与から保険料を控除していたとは考えられない。」としているものの、

当時の事務担当者は、「社名が変更された際、事業主等から厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の説明は無かったので、社名変更後も引き続き厚生年金保険料を給与から控除していたと思う。」としている上、複数の同僚も、「社名が変更された前後の期間における給与の手取額に変動は無かったので、社名変更後も厚生年金保険料を控除されていたと思う。」としている。

なお、社会保険庁の記録により、A社は、昭和55年9月26日から56年1月1日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるものの、商業登記簿謄本により、A社は、C社が適用事業所ではなくなった日（昭和55年9月26日）の2日前（昭和55年9月24日）に設立されたことが確認できる上、前述のとおり、B社は、「A社とC社は、事実上、同じ事業所である。」としているところ、当時の事務担当者は、「申立期間当時、10人以上の従業員がA社に勤務していたと思う。」としているほか、C社が適用事業所ではなくなった日（昭和55年9月26日）に被保険者資格を喪失した16人（申立人を除く。）のうち13人については、A社が新規適用された時点（昭和56年1月1日）でA社の被保険者資格を取得していることが確認でき、業種及び従業員数から見て、A社は、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年9月26日から56年1月26日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るC社における昭和55年8月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間のうち、昭和55年9月26日から56年1月1日までの期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和56年1月26日から57年9月までの期間については、当該期間にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者で事情を聴取できた4人は、いずれも申立人がA社に勤務していたことを覚えていない上、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社に係る離職日は56年1月25日となっており、申立人自身が一緒にA社を退職し、次の会社に勤務したとしている2人のうち、雇用保険の加入記録が確認できる1人は、A社に係る離職日が、申立人と同じ同年1月25日となっている

ことが確認できる。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月 26 日から 57 年 9 月までの期間については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和20年11月30日に、資格喪失日に係る記録を22年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、20年11月及び同年12月は70円、21年4月から同年7月までの期間は90円、同年8月から22年2月までの期間は150円、同年3月から同年5月までの期間は360円、同年6月から同年10月までの期間は900円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和20年11月30日から21年1月31日まで
②昭和21年4月30日から22年11月1日まで

私は、昭和17年12月に繰り上げ卒業し、同年12月31日からA社の技手として勤務していた。18年12月5日に徴兵のためいったん退職したが、復員後の20年11月30日から再び当該事業所に技手として勤務した。

社会保険庁の記録では、当該事業所における私の厚生年金保険の被保険者期間は、昭和21年1月31日から同年4月30日までとなっているが、私が所持している辞令により、20年11月30日から22年10月31日までの期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人により提出されたA社から交付された辞令によると、申立人が主張するとおり、申立人は昭和20年11月30日に技手として採用され、22年10月31日に依願退職したことが確認できることから、申立人は、申立期間①及び②を含めて、A社に継続して勤務していたと推認できる。

また、申立期間①及び②並びにその前後の期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取することができた者のうち、本人が入社時期を覚えていないとする者を除く4人については、いずれも本人が記憶している入社時期と、社会保険庁のオンライン記録により確認できる当該事業所に係る被保険者資格を取得した時期がおおむね一致している上、申立期間①及びその前後の期間において当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者については、月末に被保険者資格を取得している者が複数確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している辞令に記載されている給与額、昭和21年3月の申立人の当該事業所における社会保険事務所の記録及び申立人の同僚の当該事業所における同年4月から22年10月までの社会保険事務所の記録から、20年11月及び同年12月は70円、21年4月から同年7月までの期間は90円、同年8月から22年2月までの期間は150円、同年3月から同年5月までの期間は360円、同年6月から同年10月までの期間は900円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪している上、当時の事業主の所在は不明であり、これを確認することはできないが、申立期間に行われるべき事業主による申立てどおりの資格取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年11月及び12月並びに21年4月から22年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年5月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和20年8月20日から21年3月31日まで
②昭和25年2月20日から26年7月1日まで

A社B営業所は、昭和20年8月20日にA社C営業所に名称変更し、その後、A社D営業所と合併したが、私は、17年4月14日にA社B営業所に入社後、60年10月31日にA社D営業所を退職するまで継続して勤務していた。

ところが、社会保険庁の記録上、申立期間の厚生年金保険加入記録が確認できないことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和25年5月21日から26年7月1日までの期間については、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の弟が、25年5月21日付けで被保険者資格を取得し、26年7月1日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できるが、当該被保険者名簿の別の頁において、申立人の弟に係る記録（昭和20年8月20日付けで被保険者資格を取得、26年7月1日付けで被保険者資格を喪失）が確認できることから、25年5月21日付けの記録は、申立人の弟とは別人のものであった可能性がうかがえるところ、当該被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳。以下「旧台帳」という。）及びオンラ

イン記録のいずれかにおいて、申立人と同じ25年2月20日付けで被保険者資格を喪失している9人のうち6人は、同年5月21日付けで被保険者資格を再取得していることが確認できる上、当該被保険者名簿において申立人及び申立人の弟以外に申立人と同姓の者が2人確認できるものの、この2人はいずれも「昭和22年にA社C営業所を退職後、A社C営業所に再入社したことはない。」としているほか、事業を継承したA社D営業所は、「保管している工員名簿等の資料において、申立人と同姓であった者は4人(申立人含む。)以外に確認できない。」としていることから、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録と認められる。

なお、当該記録は、厚生年金保険記号番号、氏名、生年月日のすべてが、申立人の弟のものと同じであることから、事業所の届出自体が誤っていた可能性も否定できないが、当該届出に基づく保険料は、申立人の給与から控除され、社会保険事務所は、当該保険料を徴収していたと考えられるところ、当該記録は、申立人の弟の記録にも統合されておらず、同一事業所において、同一人物に係る同一番号による資格取得の届が提出されたにもかかわらず、被保険者名簿には届出のまま記載されていることから、社会保険事務所における記録の管理が適切に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和25年5月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①及び②のうち、昭和25年2月20日から同年5月21日までの期間については、申立人が、当該期間を含む17年4月14日から60年10月31日までの期間において、A社B営業所、A社C営業所及びA社D営業所に継続して勤務していたことはA社D営業所の在職証明書(昭和17年4月14日から60年10月31日までの期間)及び雇用保険の被保険者記録(昭和22年11月1日から60年10月31日までの期間)により確認できる。

しかし、申立期間①については、A社B営業所及びA社C営業所に係る被保険者名簿によると、A社B営業所は被保険者全員を昭和20年8月20日付けで喪失させ、A社C営業所は同日付けでその一部の被保険者(557人。復員者749人を除く。)の資格を取得させて以降、順次、残りの被保険者の資格を取得させていった状況がうかがえる上、申立人と同様に21年3月31日に被保険者資格を取得した者が213人も確認できるが、そのすべてを社会保険庁が誤って記録したとは考え難く、戦後処理の中、配属先や勤務内容などの事情に応じてA社C営業所から記録どおりの届出が行われた

ものと推認される。

また、申立期間②のうち、昭和 25 年 2 月 20 日から同年 5 月 21 日までの期間については、申立人は、「この時期に工場を異動した。」としているところ、申立人と同様に同年 2 月 20 日に被保険者資格を喪失している 9 人のうち 1 人についても、「勤務地及び勤務内容が変わった時期ではないか。」としていることから、A 社 C 営業所は、勤務地又は勤務内容若しくはその両方の状況に応じて被保険者資格の得喪に係る届出を行っていた可能性を否定できず、申立人の当該期間についても、A 社 C 営業所から記録どおりの届出が行われたものと推認される。

さらに、事業を継承した A 社 D 営業所は、「申立てどおりの届出及び保険料納付を行ったかどうかについては不明である。」としている上、申立期間①及び②のうち、昭和 25 年 2 月 20 日から同年 5 月 21 日までの期間について、当時の複数の同僚に確認しても、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間①及び②のうち、昭和 25 年 2 月 20 日から同年 5 月 21 日までの期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①及び②のうち、昭和 25 年 2 月 20 日から同年 5 月 21 日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年6月1日から46年4月1日までの期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険被保険者種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の第3種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から46年4月1日まで

私は、昭和45年4月1日にB社に入社し、A社に配属された。A社では坑内員であったが、社会保険庁の記録では、申立期間は、被保険者種別が1種の坑外員とされていることが分かった。

しかし、私が所持している「石炭鉱業年金基金坑内員・坑外員証」では、昭和45年4月1日から48年3月26日までの期間の種別は、「坑内員」とされているので、申立期間に係る被保険者種別を坑内員である第3種に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年6月1日から46年4月1日までの期間については、社会保険庁が保管しているA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、社会保険庁のオンライン記録と同様に45年4月1日から46年4月1日までの期間は第1種被保険者、同年4月1日から48年3月25日までの期間は第3種被保険者とされていることが確認できるものの、申立人と同期入社し、かつ、当該事業所に配属さ

れた同僚6人全員が申立人を覚えており、いずれも「申立人は坑内員であった。」と証言している上、そのうちの45年6月1日から当該事業所に係る第3種被保険者資格を取得している1人は、「当時、私は、申立人と同じ部署に配属された。」と証言している。

また、申立人は、申立人が主張するとおり、石炭鉱業年金基金の証明書により昭和45年4月1日から48年3月26日までの期間において(ただし、当該基金における申立人の番号は、昭和48年1月22日に払い出されている。)、A社の坑内員であったことが記載されている。

さらに、A社に係る申立人及び当該同僚6人(坑内員3人、坑外員3人)の被保険者原票を見ると、i) 申立人を含む7人全員が昭和45年4月1日の被保険者種別が第1種とされていること、ii) 坑内員である3人の標準報酬月額欄には、同年9月1日付けで第1種としての標準報酬月額が記載された次の行に、同年6月1日付けで第3種としての標準報酬月額が記載されており、坑内員である3人は、同年9月以降に同年6月にさかのぼって第3種被保険者に種別変更されたものと考えられること、iii) 同年4月1日の標準報酬月額は7人全員が同額であるものの、坑内員である同僚3人の同年9月1日の標準報酬月額は坑外員である同僚3人よりも3,000円から9,000円程度高くなっており、申立人の標準報酬月額は坑内員である同僚3人とほぼ同額となっていることが確認できることから、申立人は、他の坑内員の同僚と同様に同年6月1日から当該事業所において第3種被保険者として処遇されていた可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年6月1日から46年4月1日までの期間において、第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪し、当時の事業主及び役員は死亡又は所在を特定することができず、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者種別の変更に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和45年4月1日から同年6月1日までの期間については、前述のとおり、A社に係る被保険者原票により、申立人と同期入社した坑内員である同僚3人は、いずれも当該期間は第1種被保険者とされており、ほかに申立人のみが当該期間において第3種被保険者であ

ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和45年4月1日から同年6月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 384

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和27年1月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年5月13日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和28年5月13日から同年5月25日までの期間については、申立人のA社B営業所における資格取得日は同年5月13日と認められることから、申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年1月21日から28年5月25日まで

私は、昭和21年にC社に入社し、C社D支店E営業所に勤務していた。C社D支店は、26年にA社となり、F地区に初めてA社G支店H営業所が発足した時に、E営業所から私を含めて3人がH営業所に転勤となった。私がH営業所に勤務していたことは間違いないが、社会保険庁の記録上、申立期間の厚生年金保険加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が証明した申立人の経歴書及び同僚の証言により、申立人は、昭和27年1月21日付けでA社G支店H営業所に、28年5月13日付けでA社B営業所に発令され、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和27年1月21日から28年5月13日までの

期間については、A社は、「A社H営業所に係る社会保険関係の手続は、A社G支店で行っていた。」としているところ、社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、i) 申立人と同姓同名で、かつ、生年月日が同じ者が、27年1月22日（当該名簿には、昭和21年1月22日と記載されているものの、その時点では、A社H営業所は存在していないこと、及び当該名簿の前後の記録から27年の誤りと推認される。以下同じ。）にA社に係る被保険者資格を取得し、28年5月13日に被保険者資格を喪失した記録が確認できること、ii) 申立人が申立人と同時期にA社G支店H営業所に転勤したとする同僚二人の氏名が申立人と同姓同名の者の直前に記載されていること、iii) 当該名簿に記載されている申立人と同姓同名の者の厚生年金保険被保険者記号番号は、社会保険庁のオンライン記録によると、別の事業所に係る被保険者記録が確認できる者の記号番号であり、当該名簿が適正に管理されていなかったものと考えられ、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合となっている記録であることから、この未統合記録は、申立人の被保険者記録であると推認される。

さらに、当該名簿において、申立人の被保険者資格取得日は、昭和27年1月22日とされているが、i) A社が証明した申立人の経歴書により、申立人が同年1月21日付けでA社G支店H営業所に発令されていることが確認できること、ii) 申立人の直前に記載されている申立人のA社H営業所における同僚二人のうち一人は、当該名簿に記載されている資格取得日（昭和27年1月30日）と社会保険庁のオンライン記録の資格取得日（昭和27年2月1日）とが相違している上、別の一人についても、氏名が誤って記載されていることから、当該被保険者名簿の管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年1月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年5月13日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年12月及び28年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和28年5月13日から同年5月25日までの期間については、社会保険業務センターが保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）において、申立人が同年5月25日にA

社B営業所に係る被保険者資格を取得していることが確認できるものの、A社が証明した申立人の経歴書により、申立人が、同年5月13日付けでA社B営業所に発令されていることが確認できることから、A社B営業所における資格取得日を同年5月13日に訂正することが必要である。

長崎厚生年金 事案 388

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間⑧に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間⑧に係る資格喪失日（昭和43年5月17日）及び資格取得日（昭和43年8月5日）を取り消し、申立期間⑧の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間⑧の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和32年3月20日から34年4月1日まで
②昭和34年8月2日から35年10月5日まで
③昭和37年8月10日から同年12月1日まで
④昭和38年4月16日から同年10月1日まで
⑤昭和39年1月10日から同年3月3日まで
⑥昭和40年3月3日から同年7月1日まで
⑦昭和40年8月1日から同年12月5日まで
⑧昭和43年5月17日から同年8月5日まで

申立期間①はB社に、申立期間②はC社に、申立期間③はD社に、申立期間④はE社に、申立期間⑤はF社に、申立期間⑥はG社に、申立期間⑦はH社に、それぞれ勤務していたが、いずれも厚生年金保険被保険者期間となっていない。

また、申立期間⑧については、A社に昭和42年1月から44年3月まで継続して勤務していたのに、申立期間⑧に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①から⑧について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑧については、社会保険庁が保管しているA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人は、A社に係る被保険者資格を昭和42年1月5日に取得し、43年5月17日に喪失後、同年8月5日に改めてA社に係る被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、申立期間⑧当時、A社に勤務していた複数の同僚（出勤簿を管理していたとする者及び申立人と同じ職種であったとする者を含む。）の証言により、申立人が、申立期間⑧において、A社に継続して勤務し、かつ、業務内容及び勤務形態に変更は無かったものと推認される上、当該同僚は、いずれも申立期間⑧においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑧において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間⑧の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年4月及び同年8月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪している上、当時の事業主は死亡しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の得喪等に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年5月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間⑧に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人の中学3年生のときの担任教諭やB社（昭和39年2月20日以前は、I社）の元役員の証言により、申立人が中学校を卒業したころ（昭和32年3月又は同年4月）にB社に入社したことは推認できるものの、社会保険庁の記録上、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年7月1日からであり、申立期間①のうち、32年3月20日から33年7月1日までの期間において、B社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人が覚えている同僚は既に死亡している等により事情を聴取することができず、B社が適用事業所となった同年7月1日から34年4月1日までの期間においてB社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた5人及び元役員は、それぞれ「申立人を覚えていない。」、「申立人が勤務していたことは覚えている

が、在職期間までは覚えていない。」と証言しており、申立人がB社に勤務していた期間を特定することはできなかった。

また、社会保険庁が保管しているB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち申立期間①及びその前後の期間を見ると、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、その番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は見当たらない。

申立期間②については、複数の同僚の証言により、少なくとも申立期間②の一部において、申立人がC社に勤務していたことは推認できるものの、申立人が覚えている同僚は、「申立人から『C社に勤務していたことがある。』と聞いたことはあるが、自分が勤務した時期と全く異なるので、申立人がC社に勤務していた時期は分からない。」と証言しており、申立期間②において、C社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、申立人を覚えている3人に事情を聴取しても、申立人がC社に勤務していた期間を特定することはできなかった。

また、申立期間②及びその直後の期間において、C社に係る被保険者記録が確認できる二人の被保険者資格取得日は、それぞれが主張する入社日と相違（9か月又は10か月）していることから、C社では、申立期間②当時、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できないほか、C社から社名を変更したJ社は、「当時の状況を知っている者がおらず、申立てどおりの届出、保険料控除及び保険料納付を行ったかどうかは不明である。」としている。

さらに、社会保険庁が保管しているC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、申立期間②及びその前後の期間を見ると、申立人の氏名を確認できない上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、その番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は見当たらない。

申立期間③については、社会保険庁の記録上、D社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、D社の閉鎖登記簿謄本で確認できる業種並びに当時の事業主の妻及び同僚が証言する従業員数から見て、D社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかったものと判断される。

また、当時の事業主の妻は、「当時、従業員を厚生年金保険に加入させていなかったのもので、申立人に係る保険料は給与から控除していなかった。」と証言している上、同僚は、「当時、申立人と一緒に住み込みで勤務していたが、D社は小規模の店であったため、厚生年金保険には加入していなかったのもので、私は国民年金に加入した。」としているところ、当該同僚に係る社会保険庁の記録上、申立期間③は、国民年金保険料納付済期間であることが確認できる。

申立期間④については、申立人は、調査の過程において、申立期間④に

勤務していた事業所をK社からE社に変更した上で、「既にE社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認されている昭和40年7月1日から同年7月27日までの期間とは別に、申立期間④において、友人と一緒に勤務していた。」と主張しているものの、社会保険庁の記録によると、申立期間④において、申立人が一緒に勤務していたとする友人は、別の事業所に係る被保険者記録が確認でき、「申立人とE社と一緒に勤務していたのは、昭和41年6月から42年8月ごろまでであったと思う。」と証言していることから、申立人は、E社に勤務していた期間を勘違いしている可能性を否定できない上、社会保険庁の記録上、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは40年7月1日であり、申立期間④において、E社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるほか、申立人が覚えている同僚についても、申立期間④において、E社に係る被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間④において、E社以外に勤務した可能性のある事業所として4事業所（K社、L社、M社及びN社）を挙げているが、このうち、社会保険庁の記録上、厚生年金保険の適用事業所となっているL社及びM社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票のうち、申立期間④及びその前後の期間を見ると、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は見当たらないほか、社会保険庁の記録上、残りの2事業所のうちK社については、申立期間④において厚生年金保険の適用事業所ではなく、N社については、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

申立期間⑤については、複数の同僚の証言により、申立人がF社に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚は申立人が勤務していた期間までは覚えておらず、申立人がF社に勤務していた期間を特定することができなかった上、社会保険庁の記録上、F社は昭和36年11月18日に全喪しており、申立期間⑤においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、F社に係る被保険者記録が確認できる複数の者は、「F社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなったところに事業を停止したが、間もなくして事業を再開した。」と証言していることから、F社は、申立期間当時、事業を行っていたものと推認されるが、当時の事務担当者は、「F社が業務を再開した時期はよく覚えていないが、事業を再開してから、F社の事業主が設立した別の会社が適用事業所となるまでの期間（昭和40年9月29日から同年12月1日まで）は、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

申立期間⑥については、申立人が覚えている同僚は姓のみのため、その者を特定することができず、申立期間⑥においてG社（当時の適用事業所名は、O社。現在は、P社）に係る被保険者資格を取得している者及びG

社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた7人（申立人が覚えている者と同姓の者1人を含む。）のうち、申立人を覚えている者は1人しかいない上、申立人を覚えている者も申立人が勤務していた期間までは覚えておらず、申立人が申立期間⑥においてG社に勤務していた期間を特定できない。

また、前述の申立人を覚えている同僚から事情を聴取しても、申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかつたほか、P社は、「当時の資料が無く、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としている。

さらに、社会保険庁が保管しているO社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票のうち、申立期間⑥及びその前後の期間を見ると、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は見当たらない。

申立期間⑦については、申立人が勤務していたとするH社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた4人は、いずれも申立人を覚えておらず、申立人が申立期間⑦においてH社に勤務していたことを特定できない上、H社は、「当時、試用期間が経過した後に勤務態度等を考慮した上で従業員を厚生年金保険に加入させていた。」としていることから、H社では、申立期間⑦当時、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

また、社会保険庁が保管しているH社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票のうち、申立期間⑦及びその前後の期間を見ると、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①から⑦までについては、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和17年9月1日に、資格喪失日に係る記録を20年8月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、17年9月から19年5月までの期間は60円、同年6月から20年7月までの期間は190円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年9月1日から20年8月15日まで

私は、昭和15年10月ごろ、学校の同級生と一緒に、A社の下請業者であったB社に入社し、その翌月、当該同級生と一緒にA社に技術員として派遣された。その後、A社の社員となり、申立期間は、A社の部門長として勤務していた。申立期間当時、A社と記載された給与明細書を受け取っていたと思うし、病院に何回も治療に行ったことを記憶している。

昭和20年に爆弾が投下された後も、しばらくは市内の従業員のところへ物資を支給する業務に従事していた。

当時の給与明細書等の資料は既に処分し手元に無いが、申立期間にA社B営業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、同僚の証言及び申立人自身の詳細な記憶により推認できる。

また、申立人の学校の同級生であり、申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「学校を卒業後、申立人

と一緒にB社に入社し、その後、申立人と一緒にA社に行き、私は技術部門のC部門の長として、申立人は技術部門のD部門の長として勤務した。」と証言している上、申立期間に当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取することができた18人（同級生の同僚を除く。）のうち1人は、「当時、技術部門の一つとしてE部門があったことは覚えている。」と証言し、申立人が当該事業所の前に勤務していたとするB社の同僚であった者は、「申立人と申立人の同級生は、当初、B社で働いていたが、しばらくして、A社に移った。」と証言していることを踏まえると、申立人と当該同級生である同僚とは同じ職種で同じ勤務形態であったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該同級生の同僚のA社における昭和17年9月から20年7月までの社会保険事務所の記録から、17年9月から19年5月までの期間は60円、同年6月から20年7月までの期間は190円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪している上、当時の事業主は死亡しており、これを確認することはできないが、事業主による申立てどおりの資格の得喪届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和17年9月から20年7月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

長崎国民年金 事案 584 (事案 523 の再申立)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 6 月ごろ、当時の自宅兼店舗において、国民年金保険料の集金を行っていた市役所職員に促され、当時同居していた妹と一緒に国民年金に加入した。国民年金保険料については、国民年金に加入した際に、私と妹の分をさかのぼって納付し、その後は、集金を行っていた同職員に保険料を納付していた。申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成 21 年 4 月に申立期間に係る年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、前回の申立て後に妻の国民年金手帳が見つかり、また、今回、新たに申立期間に係る国民年金保険料の納付等について証言してくれる方を探し出した。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしいので、再度調査をお願いします。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 10 月 15 日に申立人の妹と連番で払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、申立人の妻の国民年金手帳の写しを提出しているが、

当該手帳により、申立人の妻が、申立期間のうち、昭和 38 年 1 月から 39 年 5 月までの期間に係る国民年金保険料を A 町（現在は、B 市）、同年 6 月から 40 年 3 月までの期間に係る保険料を C 市で納付していたことは確認できるものの、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付について、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

また、申立人が、新たな証言者として氏名を挙げている者に事情を聴取しても、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関しては承知しておらず、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、納付記録が確認できないとの回答をもらった。

国民年金の加入手続を行った時期や納付金額等はよく覚えていないが、申立期間は国民年金の強制加入対象期間であり、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

これまで国民の義務は守ってきたつもりであり、私か母親が加入手続を行い、申立期間に係る保険料を納付していたと思うので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人又は申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 2 月に払い出されたことが確認でき、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A 市が保管している国民年金被保険者名簿において、当初受付年月日欄には、「元. 1. 23」と記載され、検認記録の昭和 62 年度の 4 月から 3 月までの欄には、納付不要を示す「(N) - (N)」と記載されており、A 市においても、申立期間は、国民年金の未加入期間として記録されてい

ることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料として提出した「国民年金保険料の納付について（お知らせ）」は、記載されている内容や封筒に「納付書在中」と印字されていること、申立人の国民年金保険料の納付状況等から、平成 10 年 3 月分の国民年金保険料に係る納付書と一緒に同封されていたものと推認され、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料とは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月から 57 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続や保険料の納付には関与していないが、申立期間に係る保険料については、亡くなった私の母親が納付してくれていたと思う。

また、私が平成 17 年に申請した障害厚生年金の裁定請求書に、私の筆跡とは異なる字体で国民年金の加入履歴の一部が記載されているのは不自然であり、申立期間が国民年金保険料納付済期間となっていないことと何らかの関係があると思う。

これらを踏まえて、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間当時、申立人は大学生であり、その当時の大学生は国民年金の任意加入対象者である上、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられるほか、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 5 年ごろに払い出されたものと推認でき、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の障害厚生年金の裁定請求書に自らの筆跡とは異なる字体で国民年金の加入履歴の一部が記載されていることを申立ての根拠としているが、当該裁定請求書を見ると、申立人の主張する事実は確認できるものの、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から46年11月まで

私は、高校を卒業後、A市に住んでいた議員宅で3年9か月ほど家事手伝いをしていた。その奥さんから、「あなたも20歳になったから国民年金を納付しますよ。」と言われたことや地域の方が毎月集金に来ていたのを覚えている。私が実家に戻るときも、奥さんから、「B市に帰っても続けて納付するように。」と言われたことを今でもはっきりと覚えている。

昭和46年12月ごろに実家に戻ってからは、両親が納付してくれており、申立期間直後の期間は納付済みとされているのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

40年ぶりに国民年金手帳を見たところ、名前が誤って記載されており、申立期間に納付していた記録が抜けていることと関係していると思うので調査してほしい。

奥さんは病気療養中とのことで、話を聞くことができないが、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする議員の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、議員の妻は病気療養中のため事情を聴取することができず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人が所持している国民年金手帳及び年金手帳により、申立人に対して、二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、一つ目の記号番号が記載されている手帳には、申立人は、昭和46年12月4日に初めて国民年金の被保険者資格を取得し、48年6月25日に資格を喪失していること、及び二つ目の記号番号が記載されている手帳には、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日が、当初、50年4月1日とされていたところ、時期は不明であるが、その日付が46年12月4日と訂正されていることが確認できるものの、いずれの手帳の記録からも、申立人が、申立期間において、国民年金の被保険者であったことが確認できないほか、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「所持している国民年金手帳に名前が誤って記載されており、申立期間に納付していた記録が抜けていることと関係していると思う。」と主張しているところ、申立人が主張するとおり、申立人が所持している国民年金手帳において申立人の名前が誤って記載されていることは確認できるものの、当該国民年金手帳の記録は、すべて社会保険庁のオンライン記録に反映されており、名前の誤りだけをもって、記録の管理に誤りがあったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年6月まで

私がA市B町に住んでいたとき、自宅に自治会婦人部の方が国民年金の加入勧奨に来られ、「これから国民年金に加入したら、以前加入していなかった分も全部加入の形になる。」との説明があった。国民年金保険料は集金してもらえとの説明もあり、子供が小さかったので助かると思ったことを覚えている。勧める人が自治会の方であったこともあり、信用して国民年金に加入して保険料を納付していたので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月に払い出されており、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録上、申立人は、昭和50年7月16日に任意加入者として国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、任意加入者は、制度上、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得できないこと、及び申立人が所持している昭和50年度の国民年金保険料納付案内書兼領収証を見ると、期別欄の「1期（4月～6月分）」の納付額欄が空

白で、2期以降の納付額欄には「3300円」とゴム印が押されており、領収印の「1期」欄には「納付不要」のゴム印が押され、「2期」以降の欄には金融機関の領収印が押されていることが確認できることから、申立人は、同年7月16日に任意加入者として国民年金に加入し、同年7月以降の国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から同年9月20日まで

私は、昭和63年11月にA社に入社し、会社が事実上倒産した平成6年9月まで継続して勤務していた。

しかし、ねんきん特別便により、社会保険庁の記録上、平成6年1月1日付けでA社に係る被保険者資格を喪失していることが分かった。

会社が事実上倒産するまで一緒に働いていた同僚の被保険者記録は、平成6年9月20日までとなっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においても継続してA社に勤務していたことは、当時の事業主及び複数の同僚の証言並びに雇用保険の加入記録(離職日は、平成6年9月18日)により推認できる。

しかし、当時の事業主が保管している「平成6年度確定保険料算定基礎賃金集計表」の「雇用保険対象被保険者数及び賃金」欄に記載されている被保険者は、平成6年4月は9人、同年5月から同年9月までは8人となっており、当該期間におけるA社の厚生年金保険被保険者数(6人)とは一致していない上、当時の事業主が保管しているA社に係る「納入告知書 納付書・領収証書」によると、6年2月分から同年8月分までの「納入告知書 納付書・領収証書」に記載されている厚生年金保険料額は、当該期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる6人分の保険料の合計額と一致していることから、申立人は、申立期間において、雇用保険には加入していたものの、厚生年金保険には加入していなかったことがうかがえる。

また、B市の国民健康保険被保険者台帳によると、申立人は、A社に係る被

保険者資格喪失日と同じ平成6年1月1日付けで国民健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和19年9月から20年2月まで
②昭和33年1月から40年3月まで

私は、申立期間①については、学徒動員によりA社に勤務していた。

また、申立期間②については、B社C支店に勤務していたが、私より後に入社した若い人には厚生年金保険の加入記録があるのに、私の記録が無いことに納得ができない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及び申立人の妻は、それぞれ「私は、学徒動員によりA社に勤務していた。」「夫は、最終学年の時に学徒動員によりD市の会社に勤務していた。」と主張しているところ、社会保険庁の記録上、申立期間①当時、D市内にA社又はA社と類似する事業所名で厚生年金保険を適用されていた事業所は見当たらないが、申立期間①直後の昭和20年3月26日から同年8月27日までの期間について、E組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同姓同名の者が確認でき、平成21年5月に社会保険事務所で職権訂正されていることを踏まえると、申立人が、申立期間①において、A社に勤務していた可能性を否定できない。

しかし、勤労学徒動員については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号。19年6月1日以降は厚生年金保険法施行令）第10条第3号及び昭和19年厚生省告示第50号（昭和19年5月29日通年勤労働員学徒指定）により、厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとなっている。

申立期間②について、複数の同僚の証言により、申立人が、少なくとも申立期間②の一部において、B社C支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録上、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和33年8月1日からであり（B社C支店が適用事業所となったのは昭和47年4月1日）、申立期間②のうち33年1月から同年8月1日までの期間において、B社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人は、「当時、B社C支店の支店長をしていた者に誘われたので、職人を何人か連れてB社C支店に入社した。入社後は、職長として、見習生の教育も任されていた。」と主張しているところ、B社は、「申立人は当社の社員ではなく、職人の一人であったと思われる。当時は、1,800人くらいの職人を雇っていたが、職人は、現在と同様に当社の厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」としているほか、申立人が自分の後任としている者は、申立期間②の約2年後の42年3月1日にB社に係る被保険者資格を取得しているものの、当該後任者は、「申立人と一緒にB社で勤務した。その時は現場のため厚生年金保険には加入していなかった。その後、現場から外れた時にB社から厚生年金保険に加入するよう言われ加入した。」としており、B社は、現場関係の者には厚生年金保険に加入させていなかった可能性を否定できない。

また、申立期間②当時、B社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ、B社C支店に勤務したことのある者のうち事情を聴取できた二人は、いずれも申立人を覚えているものの、「申立人は、職人であり、請負で働いていた。請負には社会保険はなかった。」としており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 28 年 10 月から 32 年 11 月 1 日まで
②昭和 32 年 11 月 1 日から 33 年 6 月 3 日まで
③昭和 33 年 6 月 5 日から 34 年 8 月 17 日まで

私は、昭和 28 年ごろから A 町の船舶所有者が所有する漁船に乗り、時折、B 市の船舶所有者が所有する漁船にも乗っていた。船員保険の手続は、それぞれの船舶所有者が責任をもってしてくれていたはずであるが、私の船員保険の加入記録は昭和 34 年 8 月 17 日からとなっている。

申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳によると、申立人は、昭和 30 年 10 月 16 日から 32 年 11 月 1 日までの期間については B 市の船舶所有者（社会保険庁の記録における船舶所有者は、C 社。以下同じ。）が所有する船舶に、同年 11 月 1 日から 33 年 6 月 3 日までの期間については A 町の船舶所有者が所有する船舶に、同年 6 月 5 日から 35 年 6 月 7 日までの期間については B 市の船舶所有者が所有する船舶に乗っていたことが確認できるが、B 市の船舶所有者から事業を引き継いだとする当該船舶所有者の弟で C 社の元事業主は、「A 町の船舶所有者は、私の親戚に当たり、その親戚は D 市で巻網漁を、私の兄は B 市で底引網漁を行っていた。同系列の事業者であり、船員は行き来していたが、雇用関係はどちらか一方で行っており、乗船するたびに雇用関係をやり直すということとはなかったはずである。」と証言している上、社会保険庁が保管している A 町の船舶所有者及び C 社に係る船員保険被保険者名簿において、二人の船舶所有者に係る船員保険の被保険者資格を取得している者は確認できないことから、当該船舶所有者の船舶に乗っていた船員は、どちらか一方の船舶所有者に

係る船員保険に加入していたものと推認される。

また、申立人は、「当時は、A町の船舶所有者に雇用され、給与も当該船舶所有者から支払われていた。」としているところ、申立人が所持している船員手帳及び社会保険庁のオンライン記録において、申立人がB市の船舶所有者が所有する船舶に乗っている期間中の昭和34年8月17日付けでA町の船舶所有者に係る船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、A町の船舶所有者に雇用されていた船員であったと推認でき、当該船舶所有者は、33年8月3日に船員保険を適用される船舶所有者となっており、申立期間の大部分は当該船舶所有者が船員保険を適用される前の期間である。

さらに、A町の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同様に、新規適用日の後の日付で被保険者資格を取得していることが確認できる5人は、いずれも「昭和33年8月以前からA町の船舶所有者が所有する船舶に乗っていた。」と証言していることから、当該船舶所有者は、船員保険が新規に適用された時点において、必ずしもすべての船員を船員保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

加えて、当該被保険者名簿において、「被保険者証記号番号」の*番を付けられた者から*番を付けられた申立人までを確認したが、その中に「被保険者証記号番号」の*番以外に申立人の氏名は確認できず、「被保険者証記号番号」に欠番は無い上、C社に係る船員保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 6 月 1 日から 29 年 8 月 30 日まで

私は、中学校の先生の紹介により学校を卒業する前からA社に正社員として勤務していた。同級生2人と一緒に当該事業所に勤務していたことを覚えており、申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に勤務していたことは、当該事業所の所在地や勤務内容に関する具体的な申立人の記憶により推認できるものの、申立人が一緒に勤務していたとする同級生2人は既に死亡しており、事情を聴取することができなかつた上、申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた5人は、いずれも申立人が勤務していたことを覚えておらず、申立人が当該事業所に勤務していた時期を特定できないほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、申立人が一緒に勤務していたとする同級生2人の氏名も確認できず、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与

から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から 10 年 3 月 20 日まで

私は、A社の事業主であった平成 10 年に、A社が滞納していた厚生年金保険料について社会保険事務所と協議を行った際、私の標準報酬月額をさかのぼって引き下げるように指導され、私は、この指導に従うことにした。

しかし、平成 20 年 12 月に、標準報酬月額を^{そきゅう}遡及訂正したことに関する面談を社会保険事務所の職員と行った際、その職員から、「遡及訂正した期間について、当時の本来の給与額に基づく厚生年金保険料の合計額と、さかのぼって引き下げた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の合計額との差額分の厚生年金保険料を納めれば、標準報酬月額の記録を引き下げる前の記録に戻すことができる。」と説明された。

私の申立期間に係る標準報酬月額を引き下げる前の額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立期間の標準報酬月額について、申立人がA社（現在は、B社）に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（平成 10 年 3 月 20 日）と同日付けで、平成 9 年 1 月から 10 年 2 月までの期間の標準報酬月額が 59 万円（上限額。ただし、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票では、その当時の「健康保険」の標準報酬月額上限額である 79 万円と記録されている。）から 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間において当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間の標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正については、社会保険事務所から指導され、これに従うこととしたが、実際の標準報酬月額の^{そきゅう}遡及

訂正に係る手続は行っていない。」としているものの、当該事業所の当時の事務担当者は、「当時、A社は、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所から数回督促の電話があったことや、時期はよく覚えていないが、保険料を会社名義の銀行口座から引き落とすことができなくなったことを覚えている。社長の資格喪失と標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正手続については、特に記憶していないが、社会保険の手続については、私が社長の指示を受け、又は了承を得て行っていた。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立期間も含め当該事業所の業務に責任を有する代表取締役であった申立人が、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に同意したと認められることから、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 5 月 1 日から同年 10 月 20 日まで

私は、申立期間において、A社の代表取締役であり、B社会保険事務所の指導により、平成17年の賃金台帳を同年4月分の報酬から12万5,000円と記載し、申立期間の標準報酬月額が12万6,000円とされたが、実際には23万円の報酬を受け取っていた。当時のB社会保険事務所の職員3人から、「差し押さえるぞ」と脅され、仕方なく、強制的に標準報酬月額の変更届を提出させられたというのが実情で納得できない。申立期間に係る標準報酬月額を実際に受け取っていた報酬額に見合う額である24万円に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準報酬月額について、申立人は、「社会保険事務所の指導により、平成17年の賃金台帳を同年4月分の報酬から12万5,000円と記載し、申立期間の標準報酬月額が12万6,000円とされたが、実際には23万円の報酬を受け取っていた。」と主張しているところ、A社の申立人に係る「平成17年所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」によると、同年1月から同年3月までの給与は23万円、同年4月から同年10月までの給与は12万5,000円（「11月」の欄に10月20日退職と記載）と記載され、その給与額に基づく厚生年金保険料額がそれぞれの月欄に記載されていることが確認できる上、C市の申立人に係る「平成18年度（平成17年分）所得照会回答用証明書」によると、当該証明書に記載されている給与収入額及び社会保険料額は、当該事業所の賃金台帳に記載されている給与の合計額及び社会保険料の合計額よりもそれぞれ低い額となっており、申立人が、申立期間において、その主張する報酬を受け取り、その主張する報酬に基づく保険料が控除されていた事実を確認することができ

ない。

また、平成17年4月の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、同年5月から標準報酬月額が12万6,000円に改定されることが通知されており、社会保険庁のオンライン記録においても、同年4月25日付けで申立人の同年5月の標準報酬月額から12万6,000円に改定処理されていることが確認でき、当該記載内容に不自然な点は認められない。

さらに、申立人は、「当時のB社会保険事務の職員3人に脅されたため、仕方なく、強制的に標準報酬月額の変更届を作成し提出した。」と主張しているが、そのような事情を考慮しても、当該事業所の事業主である申立人自身が標準報酬月額を変更する届出を提出したことを認めている上、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 16 日から 42 年 9 月 6 日まで

私は、昭和 38 年 5 月から 42 年 9 月まで、A 社 B 営業所に勤務していた。ところが、私の厚生年金保険加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間に係る記録については、「脱退手当金が支給されている。」との回答であった。

しかし、私は、昭和 44 年 10 月ごろに、C 社会保険事務所の窓口で厚生年金保険被保険者証を提示した上で、一時金が受給できないか尋ねたところ、「そのような制度は無い。」と言われ、口論となり、そのまま当該被保険者証を置いて帰ったことを記憶しているので、私は絶対に脱退手当金を受け取っていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社では、「当時の資料は残っておらず、脱退手当金の代理請求等をしていただかどうかは不明である。」としているものの、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が当該事業所に係る被保険者資格を取得した前後に当該事業所に係る被保険者資格を取得した 132 人（申立人を除く。）のうち、申立人が被保険者資格を喪失した昭和 42 年 9 月 6 日の前後 1 年間に被保険者資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給資格を満たしていた女性 33 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、25 人に脱退手当金が支給決定されたことが確認でき、いずれも当該事業所に係る資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されているほか、事情を聴取できた 10 人のうち、2 人は、「当時、会社を退職したら、一時金をもらうのが普通であった。」、「退職金を受け取りに会社に行ったとき、脱退手当

金の説明を受け、脱退手当金の書類に必要事項等を記載したが、自分でその書類を社会保険事務所に提出した覚えは無い。」と証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、当該事業所に係る申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和43年3月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人は、「昭和44年10月ごろに、C社会保険事務所の窓口で厚生年金保険被保険者証を提示したことを覚えており、それより前に脱退手当金が支給されているのであれば、私とその被保険者証を所持していることはなかったのではないか。」としているが、申立期間当時は、脱退手当金の支給決定後、厚生年金保険被保険者証に「脱」と押印して、請求者に返還する取り扱いとなっており、申立人が当該被保険者証を所持していたことは、特に不自然ではない上、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月から30年8月まで

私は、申立期間において、A社に勤務していた。入社後約2年間は山林伐採に従事し、その後は、運搬の業務に従事していたが、A社工場の火災後、間もなくしてA社を退職した。

社会保険庁の記録上、申立期間において厚生年金保険加入記録が確認できないが、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、少なくとも申立期間の一部において、A社に勤務していたことは、複数の同僚等の証言及び申立人自身が当該事業所の工場火災等を明確に記憶していることなどから推認できる。

しかし、申立人は、「入社当初に従事していた伐採業務のときは、伐採した材木の出来高に応じて、伐採の責任者から給与を受け取っていた。」としているところ、伐採の責任者であった者は既に死亡しているものの、当該責任者の娘は、「父親から、『当時、伐採作業は、A社との請負契約により行っていたので厚生年金保険には加入していない。』と聞いたことがある。」と証言しているほか、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名及び伐採の責任者であった者の氏名も確認できないことなどから、当該事業所の伐採業務に従事していた者は、当該事業所と雇用契約を締結した従業員ではなかった可能性を否定できない。

また、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ、運搬業務に従事していた者で事情を聴取できた一人は、「当時、A社が試用期間を設けていたかどうかは知らない。自分は昭和26年ごろに入社し、運転業務に従

事していたが、厚生年金保険加入記録は29年からとなっている。」と証言しており、当該事業所は、少なくとも運搬業務に従事している従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、当時の事業主は死亡している上、申立人が覚えている同僚等及び当該事業所に係る被保険者資格を取得している者で事情を聴取できた9人から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

加えて、申立期間のうち、昭和30年2月10日から同年8月までの期間は、別の事業所に係る被保険者期間とされている上、申立人は、「A社工場の火災後、間もなく退職した。」と証言しているところ、B市の記録により当該事業所の工場火災が28年11月に発生したことが確認できることから、当該事業所に勤務していた時期を勘違いしている可能性を否定できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 58 年 8 月まで

私は、昭和 57 年 2 月ごろ、A社に入社し、58 年 9 月に退職した。

しかし、社会保険庁の記録上、A社に係る私の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。当時のA社の工場長は、「私はA社に勤務していて、自ら業務指導をしたことを覚えている。」と証言しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間のうち、昭和 58 年 2 月から同年 8 月までの期間において、A社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録により確認できる。

しかし、申立人の当時の夫（以下、「元夫」という。）が勤務していた事業所に係る元夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間の大部分を含む昭和 57 年 3 月 3 日から 59 年 5 月 1 日までの期間において、元夫の健康保険被扶養者として認定されていることが確認できる上、申立期間後の 59 年 4 月から 61 年 6 月までの期間において、二つの事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録（昭和 59 年 4 月 11 日に取得し同年 10 月 25 日に喪失した記録、及び 61 年 2 月 20 日に取得し同年 6 月 16 日に喪失した記録）が確認できるところ、その間の被保険者記録が確認できない期間（昭和 59 年 10 月 25 日から 61 年 2 月 20 日まで）の大部分を含む 59 年 12 月 11 日から 61 年 2 月 22 日までの期間においても、元夫の健康保険被扶養者として認定されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 57 年 2 月から 58 年 2 月までの期間については、当時の事業主並びに申立期間及びその前後の期間においてA社に係る被保険者記録が確認できる 11 人に事情を聴取しても、申立人がA社に勤務していた

ことを覚えている者はおらず、申立人が、当該期間において、A社に勤務していたことを特定できない上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票のうち、申立期間及びその前後の期間を見ると、申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 27 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 8 月から 53 年 4 月まで A 社 B 支社に船員として勤務していたが、申立期間においては、免許を取得するために下船して講習を受けていた。

申立期間において、当該事業所に係る船員保険被保険者記録が確認できないが、講習を受けていた期間についても、会社が私の船員保険料を社会保険事務所に納付していたと思うので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においては、免許を取得するために下船して講習を受けていた。」としているところ、申立期間当時の A 社 B 支社の船員保険を担当していた者は、それぞれ「講習等で雇止めとなった者は、その間は無給であった。このため、講習等による雇止めの期間には船員保険に加入させておらず、会社としてその者の保険料を社会保険事務所に納付するようなこともなかった。」、「転船待機中の者などを除き、A 社では、原則として、乗船している船員にのみ船員保険に加入させていた。免許取得のために下船した場合には、その間は船員保険に加入しておらず、その者から保険料を控除することも、その者の保険料を社会保険事務所に納付することもなかった。」としている上、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が一緒に講習を受けたとしている同僚についても、申立人とほぼ同じ時期の昭和 47 年 3 月 30 日付けで当該事業所に係る被保険者資格を喪失し、同年 10 月 12 日付けで同資格を再取得していることが確認できる。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る船員保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格取得日及び喪失日は、オンライン記録とおおむね一致（当初の被保険者資格取得日が、被保険者名簿では昭和36年9月20日と記録されているところ、オンライン記録では同年9月10日と記録されている。）している上、被保険者は船員保険被保険者証番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められないほか、申立期間における当該事業所に係る被保険者資格取得者（123人）の中に申立人の氏名は確認できない。

さらに、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主及び役員は死亡又は所在不明であり、当該事業所の事業を継承したC社は、「申立てどおりの届出、保険料控除及び保険料納付を行ったかどうかは不明である。」としている上、複数の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 15 日から同年 10 月 10 日まで

私は、年金保険料の納付が滞ることがないように心掛けていたので、就職する際には厚生年金保険が適用されている会社に勤務をしたいと思っていたし、国民年金に加入していたときは、国民年金保険料を納付できない場合には免除の手続をしていた。

申立期間についても、A社に入社するとき、健康保険、厚生年金保険があるのかを確認した上で入社し、A社B支社で、販売の仕事をしていた。入社した際に、所持していた「厚生年金保険被保険者証」を支社長に提出し、退職する際にその被保険者証を返してもらって、帰省したことをはっきり覚えている。

しかし、社会保険庁から送付された「年金加入記録のお知らせ」により、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに驚き、第三者委員会に申し立てることにした。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間のうち昭和 48 年 3 月 2 日から同年 7 月 2 日までの期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間当時、A社の代表取締役及び取締役であった者は、それぞれ「当社には試用期間が3か月間くらいあり、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」、「当社は試用期間を設けており、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかった可能性が高い。加入の判断は各支社長がしていた。」と証言している上、申立人が覚えているA社B支社の上司であった者は、「支社はいくつかあったが、各支社は独立採算であった。当時、B支

社は、半年くらいで辞めてしまう新人が多数いたこともあり、経費削減のために、半年間程度は厚生年金保険には加入させていなかったと思うので、申立人のA社に係る記録が無いのは、記録漏れといったものではないと思う。」と証言しているほか、申立期間当時、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた者のうち、申立人を覚えている一人は、「私は、昭和48年4月に別の事業所を退職し、遅くとも同年5月にはA社B支社に入社したと思うが、私のA社に係る記録は同年8月からとなっている。申立人のことは、同じ販売の仕事をしていたこともあり覚えている。申立人とは1、2か月くらい一緒に働いたと思う。」と証言しており、これら証言を踏まえると、A社又はA社B支社は、必ずしも入社した時点ですべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

また、社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名を確認できない上、申立期間及びその前後の期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない上、申立期間当時、A社に係る被保険者記録が確認できる者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 9 月 1 日まで
②平成 8 年 9 月 1 日から 11 年 9 月 28 日まで

申立期間①について、私は、A社に就職した際、会社から「給与は手取りで月額35万円ですよ。」と言われた。事実、会社から私の銀行口座に、その額に近い金額が振り込まれていたが、社会保険庁の記録では、申立期間①の標準報酬月額は30万円とされている。

また、申立期間②について、私は、B社に就職した際、会社から「給与は手取りで月額35万円である。」と言われた。事実、会社から私の銀行口座に、その額に近い金額が振り込まれていたが、社会保険庁の記録では、申立期間②の標準報酬月額は26万円とされている。

申立期間①及び②の標準報酬月額について、給与の支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立期間①について、申立人が所持している申立人名義の総合口座通帳（平成 7 年 11 月 28 日から 9 年 2 月 24 日までの口座取引が記録されている。）により、

申立人が主張する給与額とおおむね一致する額が、A社から振り込まれていることが確認でき、申立人が主張するとおり、当該事業所から振り込まれた給与額は社会保険庁の標準報酬月額記録よりも高額であると確認できる。

しかし、当該事業所の事業主は、「船員と約束した給与（手取り）額が35万円なら35万円を支給し、税金のほか船員保険料などの本人負担分は、すべて会社が負担していた。」と証言しているところ、申立期間①において、当該事業所に係る船員保険被保険者資格を取得している者で当該事業所の給与明細書を所持している一人から提出された「給料支払明細書（8年9月分）」を見ると、事業主の証言のとおり、「基本給」、「諸航海手当」のほかに「船員保険料」及び「所得税」が支給され、その「船員保険料」及び「所得税」として支給された額と同額が「健康保険料」及び「所得税」として控除されており、船員保険料などの本人負担分はすべて会社が負担していたものと推認される上、当該事業所に係る被保険者資格を取得している者で事情を聴取できた5人のうち3人は、「税金や船員保険料は会社が負担していたことを知っていた。」と証言している。

また、当該給料支払明細書を所持している者の報酬月額は、記載されている支給額から30万円と推認されるが、その者の社会保険庁の標準報酬月額は26万円と記録されている上、当該給料支払明細書に記載されている支給額欄の「船員保険料」及び控除額欄の「健康保険料」は、いずれも標準報酬月額を26万円として算出した船員保険料と一致し、厚生年金保険（昭和61年4月から、船員保険の年金部分については厚生年金保険に統合）に相当する保険料が含まれていないことを踏まえると、当該事業所は、社会保険庁に届け出た標準報酬月額に基づき、厚生年金保険料を除いた船員保険料を給与として支給した上でその船員保険料と同額を健康保険料として控除し、厚生年金保険料については従業員の給与から控除していなかったものと考えられる。

申立期間②について、申立人が所持している申立人名義の総合口座通帳により、申立期間②のうち、平成8年9月から9年1月までの期間において、申立人が主張する給与額とおおむね一致する額が、B社から振り込まれていることが確認でき、申立人が主張するとおり、当該事業所から振り込まれた給与額は社会保険庁に記録されている標準報酬月額よりも高額であると推認できる。

しかし、C海事事務所が保管している申立人の「船員保険失業等給付支給台帳」を見ると、「標準報酬」欄に「8.9.1 260,000円」と記録され、当該標準報酬に基づく保険金が支給されていることが確認できるところ、当該台帳に記録されている標準報酬額は、申立人の当該事業所に係る8年9月1日時点において社会保険庁に記録されている標準報酬月額と一致している。

また、事業主は、「申立人は、船員として乗船していた。給与の取り決めは、人によって違ったが、年配者の場合は、船員との間で、手取りでいくらと決め

て、その額を支給するというのが多かった。税金や船員保険料は、会社が負担していた。給料明細書は発行せず、雇入通知書を渡していた。」と証言しているところ、申立期間②において当該事業所に係る船員保険被保険者資格を取得している者のうち事情を聴取できた一人は、「税金や社会保険料を会社が負担していたかどうかは分からないが、会社と、給与を手取り何万円にすると約束し、実際にその金額を受け取っていた。小さなところはどこもそうであった。給与明細書は受け取っていなかった。」と証言しており、申立人の給与からその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これらを総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 10 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 59 年に A 社を設立した当初から代表取締役であり、その当時から 70 万円の報酬を受け取っていた。平成 20 年 11 月に社会保険事務所の訪問調査があり、申立期間に係る私の標準報酬月額が当時の報酬額より低い額に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが分かった。

しかし、平成 10 年 8 月ごろ、社会保険事務所職員の訪問を受け、その後、社会保険事務所に出向き、滞納している保険料の納付方法等の相談をしたことや何の還付金であったかは覚えていないが、数十万円の還付金を数回に分けて受け取ったことは覚えているものの、申立期間に係る標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して訂正されるような届出を行った記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額を遡^{そきゅう}及訂正される前の 50 万円に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 10 年 9 月 1 日）の翌日の平成 10 年 9 月 2 日付けで、8 年 7 月から 10 年 8 月までの標準報酬月額が 50 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本により、申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間に係る標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して訂正されるような届出を行った記憶は無い。」としているものの、管轄社会保険事務所が保管している国庫金振込請求書の控え及び国庫金振込明細票の控えから、平成 10

年11月19日及び同年11月27日の2回に分けて当該事業所名義の銀行口座に厚生年金保険料払戻金、健康保険料払戻金及び児童手当拠出金還付金が振り込まれていることが確認でき、社会保険事務所から還付金を受け取ったことを覚えているとする申立人の主張とも符合することから、当該事業所は、何らかの事情により、申立期間に係る標準報酬月額を減額する変更届を社会保険事務所に届けた結果、既に納付されていた保険料との差額が還付金として当該事業所名義の銀行口座に振り込まれたものと考えられる上、社会保険庁の記録上、同年9月1日時点において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者は申立人のみであることが確認できることから、当該事業所の代表取締役である申立人がこの減額訂正手続について関与していなかったとは考え難い。

さらに、管轄社会保険事務所が保管している平成10年度の前渡金明細簿の記録から、当該事業所名義の銀行口座に振り込まれた厚生年金保険料払戻金額は、申立期間に係る訂正前の標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料総額のうち、既に納付済みであったと推認される8年7月から9年8月までの厚生年金保険料総額から、当該期間に係る訂正後の標準報酬月額（9万2,000円）に基づく厚生年金保険料総額を差し引いた額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の業務を執行する責任を負っている代表取締役であり、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。